

令和5年度第1回
札幌市屋外広告物審議会

議 事 録

日 時：2023年8月3日（木）午後2時開会
場 所：TKP札幌カンファレンスセンター 7階

1. 開 会

○事務局（河井道路管理課長） 定刻前ではございますけれども、全員おそろいになりましたので、開催させていただきます。

ただいまより令和5年第1回屋外広告物審議会を開催いたします。

本日、皆様におかれましては、大変お忙しいところをご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、冒頭の司会進行を務めさせていただきます札幌市建設局総務部道路管理課長の河井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、本日の審議会成立につきましてご報告いたします。

本日は、9名の委員の皆様が出席されていまして、これにより全15名の委員の過半数が出席されていますので、札幌市屋外広告物条例施行規則第30条第3項の規定によりまして、本日の審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

2. 札幌市建設局長挨拶

○事務局（河井道路管理課長） それでは、開催に当たりまして、札幌市建設局長の荻田より挨拶を申し上げます。

○荻田建設局長 札幌市建設局長の荻田でございます。

今年度第1回札幌市屋外広告物審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中、また蒸し暑い中、皆さんにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、既にご案内かと思いますが、札幌市は、昨年、市制100周年を迎えたところでございます。こうした中、都心部では、新幹線の延伸などから、リニューアルといえますか、再開発事業が活発になっているのに伴いまして、ビルが至るところに新しく建ち上がっているところでございます。そういったこともありまして、これは私の個人的な意見も含めてですが、市民の方々の景観に対する注目度がかなり高くなってきているのではないかと考えているところでございます。

そうした中で、品格があり、そして良好な景観をどういうふう形成していくかということが私たちに与えられたテーマで、今、取り組んでいるところでございます。

本日、後ほどご審議いただきます大通地区につきましては、現在、はぐくみの軸の強化方針の策定作業を札幌市内を進めているところでございます。そこでは、歴史ある大通公園をキーとして、都心の骨格軸である大通公園にふさわしいまちづくりと形成をどうしていくかということ議論しているところでございまして、そういった流れの中で、本日もご審議いただきます大通地区の景観につきましても、大通公園にふさわしい、都心にふさわしい景観がどうあるべきかについて、本日、各方面の方々から忌憚のないご意見をいただければと考えているところでございます。

本日は、限られた時間ではございますが、ぜひ活発なご議論をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

3. 各委員紹介等

○事務局（河井道路管理課長） 今回は、コロナ明け初の審議会となります。直近の開催が令和2年2月ですので、実に3年半ぶりの会議でございます。

初めて出席される方も多くいらっしゃいますので、議事に入る前に委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

飯塚委員から反時計回りで順に自己紹介をお願いしたいと思います。

○飯塚委員 飯塚と申します。

西区のJR琴似駅の近くで小さなスペースを運営しております。そこを通じて市内の様々な文化関連のことに関わっております。よろしくお願いいたします。

○水落委員 札幌商工会議所の水落と申します。

商工会議所は、なかなかなじみがないかもしれませんが、総合経済団体で、今は2万社の会員を有しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田委員 札幌市立大学の吉田です。

グラフィックデザイン、広告等を専門としていまして、4年ほど前に大学は退官になってそのまま非常勤、それから、引き続きデザインの個人的な仕事などをしております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○川村委員 北海道開発局札幌開発建設部の川村でございます。

調査官ということで、公物管理を担当しております。公物管理と言うとちょっと堅苦しいかもしれませんが、道路や川などの国の所管している公物を管理する仕事をしております。よろしくお願いいたします。

○我孫子委員 北海道ネオン電機工業会の理事長を務めております我孫子と申します。

この組合と同じような組織が全国に八つございまして、その会員が日本サイン協会という組織にも加盟しておりますが、私はそちらで副会長も務めております。

また、仕事のほうは、石狩市で、栄和サインシステムという看板の製造から現場の設置工事、アフターメンテナンスまで一貫して行う会社を経営しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○北川委員 電通北海道の北川と申します。

私は、7月から屋外広告の担当になりまして、まだ分からないところがあるかもしれませんが、会社と英知を集約しまして貢献できるようにしていきたいと思っております。

去年までの十数年間、札幌市さんを担当させていただいておりまして、先ほどお話がありました札幌市制100周年のロゴや昨年開催したイベントも担当しておりました。

札幌市さんとか、道庁さんとか、パブリック案件についてはいろいろ関わっておりますので、その辺のことも今回の会議に加えていければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○林（昌）委員 札幌広告美術協会の理事長をしております林と申します。よろしくお願いいたします。

組合活動以外に、本業は、我孫子委員と同じく、広告看板を実際に製作して設置してという仕事しております。先ほどの話にありましたように、2020年代後半にかけて札幌が物すごく変わる中で、私は札幌生まれ札幌育ちですので、正しい規制というか、本当にいい規制、緩くもなく、きつくもなくという規制をもって、いいまち並みづくりに貢献できたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

○渡部委員 こんにちは。

公益社団法人日本サインデザイン協会の渡部と申します。

サインデザイン協会では、サインや広告物だけでなく、景観や空間と調和したデザインが増えている昨今、北海道地区では、それらの見学会や、勉強会をしています。

個人的にはサインの仕事はもちろんですが、「かんぱんPOLICE」の商標で、屋外広告物の写真をSNSで発信し、良い・悪い、好き・嫌いなど、興味をもってもらえるよう更新しています。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○林（健）委員 aの林と申します。

前職は札幌テレビ放送でメディアに関わっておりまして、退職後、株式会社aという会社を開いたわけですが、これは北海道、札幌の観光インバウンドを促進するということを目的にして、海外に札幌のコンテンツ、北海道のコンテンツを出すということで、海外のマーケットに毎年出かけておりました。コロナの時代は最悪で全く出ておりませんが、オンラインという都合のいいものがありまして、むしろ活発に海外とやり取りすることができました。

私の知見は、海外に行って、海外の屋外広告のありようをつぶさに見ていたというか、私もメディアの人間として非常に興味がありました。そういう中で、札幌が誇れるまちであると常々思って、それがまさに観光インバウンドへ向かうところでもあって、こんなきれいなまちにお客さんも来てもらいたいというのが私の起業の目的でもありました。

皆さん、今後もよろしくお願いいたします。

○事務局（河井道路管理課長） ありがとうございます

続きまして、本市事務局の職員を紹介させていただきます。

建設局総務部長の松川でございます。

続きまして、同部道路管理課路政係長の西元寺でございます。

続きまして、同課広告物対策担当係長の茂呂でございます。

最後に、同課広告物担当係の高松でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議及び会議録の公開について説明させていただきます。

札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に基づき、審議につきましては、原則公開することとなっていますので、ご了解をお願いいたします。

本日の議題ですけれども、大通地区の景観保全型広告整備地区の指定についての1件でございます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元には、議事次第1枚と座席表、委員名簿、さらにホチキス留めの会議資料の資料1から資料5まで、最後に景観保全型広告整備地区の手引というカラーのパンフレットを用意させていただいております。

お手元にない方はいらっしゃいませんか。

4. 会長及び副会長の選任

○事務局（河井道路管理課長） それでは、議事に入る前に会長及び副会長の選出をさせていただきます。

札幌市屋外広告物条例施行規則第29条におきまして、審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出することとなっています。

このことについて、前回の審議会においては、会長は林健嗣委員に、副会長は古谷委員をお願いしておりました。

久しぶりの開催となりますので、事務局といたしましては、今回も同様に林健嗣会長と古谷副会長をお願いする形がよろしいかと存じます。

なお、古谷委員には、本日は欠席の連絡をいただいておりますけれども、事前に副会長ご就任の了承をいただいていることを申し添えます。

以上、会長及び副会長の選出にご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（河井道路管理課長） ありがとうございます。

それでは、林健嗣委員に会長を、古谷委員に副会長をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますけれども、林会長にはご挨拶をお願いいたします。

○林（健）会長 僭越ですが、選出されましたので、引き受けさせていただきます。

コロナ禍を挟んで以前とつながって、私もこの会が長いということもあると思いますが、不手際あるいは不明瞭な点がありましたら、忌憚なくご意見をいただければと思います。

5. 議 事

○林（健）会長 それでは、これから私が審議の進行をさせていただきます。

今回の議題は、大通地区の景観保全型広告整備地区の指定についてです。

まずは事務局からの説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（河井道路管理課長） 林会長、ありがとうございました。

大変申し訳ございませんけれども、建設局長の荻田は、これから別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○荻田建設局長 申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

〔荻田建設局長退席〕

○事務局（河井道路管理課長） それでは、事務局から説明をさせていただきます。

○事務局（西元寺路政係長） では、事務局から、資料1から5に沿いまして説明をさせていただきます。

まず、資料1をご用意いただければと思います。

資料1は、札幌都心部の屋外広告物規制についてということで、本日のテーマは大通地区への新しい屋外広告物の規制となっておりますので、まずは都心部全体の屋外広告物の規制がどうなっているのかというところからお話を始めさせていただこうと思っております。

めくっていただきまして、レジュメは、札幌都心部では二つの制度で屋外広告物を規制しているということを記載させていただいております。

まずは、屋外広告物条例の制度ということで、目的の1として、良好な景観の形成または風致の維持、こちらは法律にも書いてあります。目的の2として、公衆に対する危害の防止ということで、屋外広告物は危険な事故につながってしまう場合もあるので、こういったものを目的として定めています。

その中で、今日のテーマである景観保全型広告整備地区について条例で規定しております。この地区においては、良好な景観を保全するために広告物の整備が必要な区域を特に景観保全型広告整備地区と指定しますということにさせていただいております。

屋外広告物の制度は、条例ではこのような記載があるのですが、一方で、屋外広告は景観形成のために大事な要素になってきますので、景観条例の制度がございます。

この景観条例の目的に関しては二つありまして、1点目が個性的で魅力的な景観の形成、2点目が快適な都市環境の創造と市民文化の向上、この大きな2本柱が景観条例の目的となっております。

そして、景観条例の中にも、特に重要な区域として、景観計画重点区域を定めておりまして、この地区においては、地区の特性を踏まえて、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観計画重点区域とするということで、屋外広告物制度と景観条例の制度の二つともに、重要な地区に関してはアンダーラインを引っ張っておりますが、良好な景観を形成、保全していく目的があるということでございます。この二つの制度は共通の目的を持っているということでございます。

レジュメの次のページには、現在の指定状況として、地図を用意させていただいております。

都心の地図ですが、札幌駅が右上にありますけれども、札幌駅を中心として北口と南口、

そして、駅前通にはカラーがついております。今回の大通地区もカラーがついているのですけれども、このカラーで塗られた部分が景観計画重点区域という景観条例の網がかかっている区域です。良好な景観形成を図る必要がある景観計画重点区域ということで札幌市として認識している区域です。

そして、ブルーで外枠を囲わせていただいているのが景観保全型広告整備地区です。今回、大通地区についてご議論いただく予定でございますけれども、ブルーの景観保全型広告整備地区という屋外広告物条例の関係のものは大通地区にはかかっておりません。

右に指定状況がありますけれども、大通は赤で未指定と書いてあります。札幌駅南口地区、北口地区、駅前通地区は既に広告条例の網がかかっているのですけれども、大通公園は未指定という状況になっております。

ここまでの、札幌市都心部の屋外広告物規制の状況です。

資料2に移らせていただこうと思っておりますが、この指定に至る背景と経緯でございます。

レジュメをめぐっていただきまして、札幌市の景観保全型広告整備地区についてです。

札幌市では、景観計画重点区域を景観保全型広告整備地区に指定することで屋外広告物の規制を図ってきました。屋外広告物法による景観保全型広告整備地区の制度は、平成11年の法律の改正によって創設されたもので、当時、ステラプレイスや大丸百貨店などの札幌駅周辺の再開発が平成10年代に進められておりまして、この流れを受けて、平成14年に札幌駅南口地区について初の屋外広告物の整備地区の指定を行っております。以後、北口地区を指定して、平成23年には地下歩行空間の開通を期しまして、札幌駅前通地区の指定を随時行ってきて、現在に至っております。

大通地区については、景観計画重点区域の指定に関しては、昭和63年という形で最も早く景観条例の網をかけたのですが、前述しましたように平成11年に広告物の整備地区指定の法律ができたので、当時は地区指定の制度がなく、以降、大通地区における再開発などの指定のきっかけになるような状況の変化は見られなかった経緯があります。

そのような中で、今年度は、大通地区の魅力向上を目的としたはぐくみの軸強化方針が策定されることになりました。この方針では、大通地区の歴史的景観を生かした景観形成を目指しておりまして、屋外広告物についても重要な景観構成要素と位置づけられたところであります。

これを受けて、市全体においても景観への関心が一層高まるものと思われまして、大通地区を指定することの周辺環境が整ったと判断したところでございます。

では、先ほどから出ているはぐくみの軸強化方針とはどういうものなのかということですが、背景として、札幌市では令和4年8月に市制100年を迎えまして、150年前に火防などを目的に道路として整備された大通を基軸に都心のまちづくりが進められ、札幌の顔として都心は大きく発展を続けてきました。

しかし、今後は、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小や超高齢社会の到来が見込まれていまして、成熟社会を支えるためのまちづくりが必要となっております。その中で、

大通周辺には広大な緑の空間である大通公園や札幌市時計台といった歴史的資源など、札幌を象徴するまちの資源が多く集積しております。

札幌のまちが次の100年も魅力と活力を創造し続けるまちであるために、これらの価値を再認識して大通及びその周辺のまちづくりを進めて、札幌のまちを形成する根幹となる歴史を支える東西軸として魅力を高めていくことが重要ということがはぐくみの軸の背景となっております。

理念としては、150年の歴史の中ではぐくまれてきた価値を継承して、100年先の未来に向けて新たな魅力をはぐくむとしています。

目的としては、都心の東西軸としての魅力を強化していくために開発の機運の高まりに合わせて強化方針を策定し、大通公園などの地域特性を生かして大通及びその周辺のまちづくりを促進していく、そして、次の100年に向けて、時代の流れに柔軟に対応しながら新たな価値を創造し続け、札幌市民が世界に誇れる魅力と活力にあふれる都市の実現に寄与することを目指すということで、この目的をもってはぐくみの軸強化方針を今年の秋に策定することになっています。

先日、ホームページで行われていたパブリックコメントがようやく終了しまして、市民意見をまとめたものをもって、今年の10月頃にはぐくみの軸強化方針を公表させていただくというスケジュールとなっております。

それでは、はぐくみの軸強化方針の中で屋外広告物がどのように位置づけられたかということですが、次のページです。

この強化方針における屋外広告物の位置づけとしまして、はぐくみの軸強化方針というのは総合的な計画ですから、1番から12番までの項目がありまして、項目の9番目において、歴史的資源などを生かしたはぐくみの軸ならではの景観が形成されているということで、資源を生かした景観がはぐくみ軸の中で大事な要素ということで将来像として位置づけられて、取組の方向のbとして、屋外広告物の掲出に当たっては、大通沿道の景観に配慮する、大通公園にふさわしい屋外広告物の規制や誘導を行っていく、そして、括弧の中に、先行整備地区との比較でより強い規制の策定などとあります。この先行整備地区というのは、先ほどご紹介させていただいた南口、北口、あとは駅前通ですが、既に指定させていただいている整備地区との比較においても、もう少し景観に配慮した規制が必要ではないかということが、はぐくみの軸強化方針の中で方向性として位置づけられました。

続けて、資料3のスケジュールについてです。

屋外広告物審議会での大通公園の指定に当たっての全体スケジュール案ですが、本日、今年度1回目の審議会の開催を迎えまして、以降、今日のご議論を基に10月に第2回目を開催し、パブリックコメントを間に挟みまして、2月に第3回目の審議会を開催させていただいて、最終的に指定ができればいいなと考えております。

その途中に、札幌市議会の建設委員会に報告をしたり、一番右にはぐくみの軸がありますが、こちらも7月でパブリックコメントを終えて10月に策定の予定となっております。

次のページに、全3回の審議会の各回の要点を記載しています。

本日は、今までの指定に至る経緯の説明と、具体的な広告物の指定案についてご説明させていただき、ご議論をいただきます。2回目では、1回目での議論を受けて修正させていただいたものの説明をし、またご議論をいただきまして、その案をパブリックコメントにかけるといことをご説明させていただこうと思っております。このパブリックコメントを受けて市民意見の募集になりますので、第3回目は、年が明けて2月頃に、パブリックコメントを受けてさらに修正した内容のご説明をさせていただいて、最終的にこの審議会のご承認をいただきたいと考えております。

ここまでの経緯と本審議会の全体的なスケジュールの説明でございます。

事務局からは以上です。

○林（健）会長 ありがとうございます。

まずは、今日のテーマの概要をご説明いただいたと認識しております。

札幌市の骨格となる大通公園のこの後にご紹介いただく案が、規則の大きな基本になるというか、今日はそういうテーマだと思うので、まず、この概要について、疑問、ご質問、ご意見があればお出しいただきたいと思えます。

挨拶代わりと言うのも何ですが、林（昌）委員、概要を含めて方向についてお聞きになって、広告の立場からいかがでしょうか。

○林（昌）委員 これからいろいろな規制を生み出すというところだと思うのですけれども、大通地区のところはまだ規制がかかっていないと。資料1に未指定というところがあって、これは分かるのですけれども、この未指定のところ、これから規制のいろいろな話の中でいい案が出てきて、指定されているところでそのいい案が漏れていたものがあつたらこっちで反映するというのはどうなのかと思っております。

まだ内容自体は分からないけれども、平成15年、16年に考えた規制より、今の令和5年に考える規制がより新しいものになりますので、地域も違いますが、反映ということはどうなのかなと思っておりました。

○林（健）会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（西元寺路政係長） 今、林（昌）委員からご指摘いただきまして、今回は大通の内容になりますが、平成14年、15年、23年に南口、北口、駅前通の広告物の指定は既に済んでいるところですが、こちらのほうにも今回の大通で皆さんからご議論いただいご承認いただきました内容の中で、先行しているそれらの地区に足りない要素、もしくは、これも取り入れたほうがいいのかという要素があれば、それを、昔の基準なので、今皆さんからいただいた議論をそちらに反映していくという考え方も十分にあるところです。こちらでもまた別の場所でご説明させていただく時期がいつか来ると思っておりますが、今、新幹線を2030年を目標に整備していますが、その過程の中で、バスターミナルとかその周辺の商業施設を建替えしていくといった動きがあります。

いずれにせよ、そういうふうになりましたら、地図の中の黄色いところの南口地区に建

物がいっぱい建て替わって、区域におきましても若干の変更の必要があるような開発も当然想定されておりますので、一旦、平成15年とか23年に指定した区域も、未来永劫このままということは当然ありませんで、エリアが変わる、広告物の状況が変わる、技術の進歩等がありますので、そういったものを反映してこの基準を変えていく、先行地区においても反映させていくということは十分に想定されますので、その必要性が出てきましたら、審議会に諮らせていただきたいと考えております。

○林（健）会長 ありがとうございます。

それでは、もう一方、ご意見をいただければと思うのですが、吉田委員はいかがでしょうか。

○吉田委員 方向性としては大変結構かと思えます。

早め早めに手を打っていくということが必要なのだろうというのが一つです。確かに、現状の大通公園を見た感じでは、実に素朴という表現が合っているかどうか分かりませんが、緑が広くてまちの中にいい空間があるなど思っています。

さきにいただいた資料の中で、いろいろな規制を図式化して例をまとめたものがありました。今後検討していく上で、我々もそうですけれども、市民あるいは企業に説明するときに、平成15年から始まっている規制の例とその具体的な効果、この規制がこういう状態に見えていますと実感できるものがあると、今後、説得する材料にもなりますし、我々が判断する材料にもなるので、可能であれば、そういった資料もそろえていただけるとありがたいと思えます。

○林（健）会長 事務局からお願いします。

○事務局（西元寺路政係長） まだ説明していない資料4と資料5が残っておりますけれども、この中で今の広告物の状況をご紹介します。

○林（健）会長 後で具体的に説明されるということですので、そちらに譲りたいと思います。

それでは、事務局から次の説明をお願いします。

○事務局（西元寺路政係長） では、資料4のご確認をお願いいたします。

4番目の資料は、大通地区における基本方針及び広告物種別許可基準について（案）です。

まずは、今回ご議論させていただく大通公園がどういう場所なのかというところからご紹介させていただこうと思います。

まず、大通公園のルーツですが、明治4年、1871年、火防を目的として整備されたものになります。火事の際の類焼を防ぐという目的です。

規模としましては、大通西1丁目から大通西12丁目までで、長さは1.5キロ、面積は7.89ヘクタールある都市公園になります。

特徴としまして、この大通地区は、都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致ということで、札幌市においては自然的環境の骨格をなす山並み、丘陵、河川及び市街地

に残る緑地を中心としたみどり豊かな都市環境を言うのですが、この風致を保全するために定められた風致地区に指定されている公園です。

その下に留意点と書かせていただきましたが、若干分かりにくい制度的なものがありますので、この場で説明をさせていただきますと、風致地区におきましては、屋外広告物条例上、禁止区域として規制されます。風致を守っていくところなので、広告物を出さないでくださいとしている区域なのですけれども、では、大通地区は風致地区に指定されているのに、どうして今回、広告整備地区ということで議論の対象になってくるかということなのですけれども、この大通地区にあつては、屋外広告物条例上、この風致地区を道路区域に限定しているのです。この公園と道路区域のみが禁止区域になっているのです。

この大通公園の風致地区は、道路区域から南北に30メートルのラインなのですが、既にその南北30メートルに建物がいっぱい張りついています。屋外広告物法が札幌市の所管になったのが1972年ですが、既にその時点でこの周辺にたくさんの建物があつて、そこも全部禁止区域にするというのはおおよそ現実的ではなかったという背景があつて、屋外広告物条例で言うところの禁止区域はこの公園と道路部分だけなのです。本来の風致地区はこの道路ラインから南北30メートルなのですけれども、今の屋外広告物条例の仕組はそのようになっております。

なので、今回の広告整備地区の指定は、風致地区のラインとこの屋外広告物条例のラインを一致させるという趣旨に基づいた検討になります。

次のページですけれども、では、大通公園周辺の屋外広告物の状況がどのようになっているかというところです。

まず、大通公園の沿道の建築物の数は、ビルがほとんどですけれども、80あります。その80の建物に出されている広告物が対象になってくるのですが、そのうち許可を取得している建築物の数は42あります。要するに、約半数の建物に関しては、許可が必要な広告物が出ていない、もしくは手続が漏れている可能性があるということです。

そして、許可取得済みの屋外広告物数ですが、42の建物の中における屋外広告物の数は187あります。187件について札幌市が許可をしていて、そのうち、ここに写真を挙げましたけれども、屋上の広告物は22ありました。

これらが大通公園の今の状況ですけれども、次のページに基本方針についてとあります。小さく「(手引 P4)」とありますけれども、今回は景観保全型広告整備地区のご議論ですが、景観保全型広告整備地区というのは、基本方針と広告物の種別許可基準に分かれて大きく2本柱になっているのですが、まずは基本方針をどのように定めていくかというところの確認ですけれども、検討の方向性として、先行して指定された地区の理念を受け継ぐ、札幌の草創期より発展の中心としての役割を担い最も古くから法令による規制誘導が図られてきた大通地区の歴史に配慮するという一方で、最も古くから法令による規制誘導というのは景観条例です。昭和63年から景観計画重点区域に指定されてきているということもあるものですから、その歴史に配慮していくということです。地区の中心に風致

地区が位置すると同時に、周囲には歴史的資源が存在するという、ほかの先行地区にはない背景を尊重して、これらの要素との調和を図ろうというふうに考えております。

先行地区の例ですけれども、先行地区の南口、北口、駅前通のところですが、手引の4ページに同じことが書いてあるのですが、例えばということで載せさせていただいております。

まず、景観保全型広告整備地区の基本方針がどのような構成になっているという紹介でございます。南口地区や北口地区や駅前通地区はどのようになっているかということです。

(1) として、世界都市札幌の顔にふさわしい品格と機能を備えた活力のある地区景観の創出をしていこうということで、アとして、広告物の表示、設置に当たっては、建築物のデザイン及びまち並み景観の連続性に配慮するということです。このアは、一般的な記述として全ての先行地区に入っている文言です。イは、各地区の特色が記載されている部分になるのですけれども、南口地区や北口地区は、札幌市の交通拠点及び都市機能が集積した市民の交流拠点として、安全誘導機能の充実を図るため、体系的な案内サインの配置に配慮するとなっております。

(2) として、デザイン性の高い優れた広告物などの創出ということで、アとして、優れたデザインの広告物等の創出に努め、地区景観の向上を図るものとする。イは、広告物等を表示または設置しようとする者は、その質的向上を目指して、専門家にデザインの評価を受けるなどの自主的取組を行うという記載となっております。

これは、後ほど触れさせていただこうと思っておりますけれども、内容としては削除を考えている部分でございます。

めくっていただきまして、では、大通(案)をどうするかというところです。

大通の基本方針としては、このように考えております。

(1) のアは全てのエリアに共通しているところなのでそのままにしまして、イの部分ですね。先ほどのページで地区の特色を記載する箇所ということで、ここを大通案はどうするかというところですが、イとして、札幌都心を象徴する空間として、風致地区である大通公園や周辺の歴史的資源との調和を図るため、広告物等の設置箇所・企画・色彩等について十分に配慮するということです。

こちらの表現の仕方としては、はぐくみの軸強化方針との整合性を図ると申しますか、そちらから転用させていただく形で、札幌を象徴する空間ということを尊重させていただくという文言を入れております。

(2) のデザイン性の高い優れた広告物の創出の部分に関しては、先ほどと同じで、後で触れますけれども、自主的組織を前提とした記載になっているものと思われるので、削除しております。基本方針をよりシンプルな形にしているということです。

続きまして、基本方針を受けて、広告物の種別の許可基準について、屋上の広告物とか、壁面の広告物とか、まさに内容の部分ですが、先ほどのパンフレットの5ページから10ページまで、イラストなどを交えながら載っていますけれども、こちらのレジュメに関し

ては、広告物の種別、許可基準についてどのようなまず方向性を持っているかというところでは、

はぐくみの軸強化方針に、屋外広告物の掲出に当たっては、大通沿道の景観に配慮するという記載があったのですけれども、そういう将来像を十分に踏まえる、そして、先行地区における教訓を生かして基準の簡明化を図ると同時に、これまで行われてきた景観条例による規制誘導を尊重して、これを引き継ぐということです。既に昭和63年から景観計画重点区域になっているものですから、今までの規制誘導を尊重し引き継いでいこうという趣旨でございます。

次のページから、いよいよ中身の話になります。

どういう規制をしていくか、ルールを当てはめていくかというところですが、種別基準としてそちらのほうに並べさせていただきましたが、屋上の広告物、壁面につける広告物、ビルから突き出す突き出しの袖看板、地上の独立した広告物、その他の事項として、窓に貼る広告物、案内誘導をする広告物、デジタルサイネージを使った広告物、あとは自主的組織それぞれについてどのようにしていくかということ、他の先行地区と並べて、大通地区はどのようなふうにしていくかということで表現させていただいております。

大通地区は赤い枠で囲わせていただきましたけれども、まず、屋上の広告物については規制をさせていただこうということで不可として、こちらは既に南口第一地区において不可となっておりますので、そちらを採用します。

壁面に貼る広告物に関しましては、ほかの地域が3分の1の50平方メートル以下となっているのですけれども、既にある景観条例の中での規制誘導が4分の1の25平方メートル以下となっておりますので、こちらとリンクさせます。

突き出しの広告物に関しては、20平方メートルとか40平方メートルとなっているところがあるのですけれども、大通地区については10平方メートル以下、1面5平方メートル以下ということで、これも同じく南口地区とリンクしよう、先行地区とリンクしようということでございます。

地上の広告物に関しては、先行地区と同じ30平方メートルと15平方メートルにさせていただいております。

続いて、窓に貼る広告物に関して、案内誘導、デジタルの広告物に関しては、既に景観条例で規制をしているので、そちらを倣おうということでございます。

自主的組織に関しては、先行地区は組織できることになっておりますが、大通地区については不可にしようと考えております。

そこで、案内誘導広告物とはどんなものかということで、資料5の24ページに案内誘導広告物の写真を載せさせていただいております。こちらは、今、市内に何十か所か出させていただいているのですけれども、役所がつくって道路上や公園に設置させていただいているものです。

こちらは、景観保全型広告整備地区の南口地区や駅前通地区や北口地区において案内誘

導広告物を出せませんとしているのですけれども、実際に平成14年、15年に指定してから今までに似案内誘導広告物が設置されたケースはゼロです。

理由としては、この基準の中における案内誘導広告物の位置づけ、ルールとして、共通のデザインで体系的に設置をするということです。案内誘導なので、皆さんを混乱させてはいけませんから、デザインは統一してください、なおかつ、体系的に設置をしてくださいという配置の方針が示されておりまして、それをやろうとすると、実際に掲出しようとする事業者、地権者の方々が連携して、ある程度共通認識を持って配置していかなければいけないということで、それが少し難しかったということです。駅とか、公園とか、道路といった公共的な場所を案内するものが案内誘導広告物ですが、こういうものは基本的に札幌市役所が設置するものになるので、案内誘導広告物をそれぞれの敷地の中に出すという実績が今までなかったです。今回、大通地区に関して案内誘導広告物についてはニーズが低まったので、設けなくてもよろしいだろうと考えております。

※2の自主的組織ですけれども、先行地区においては組織できるとなっておりまして、実際に南口地区においては自主的組織が組織化されております。ただ、今回、大通地区においては見送ったほうがよろしいのではないかと考えております。

自主的組織の規定に関しては、資料5の26ページに自主的組織ができますという規定があります。赤いところのみ確認させていただきますが、自主的組織が広告物について地区景観の向上に寄与するものであるかの評価を行って、その評価されたものに限って通常の今まで確認してきた許可基準を適用せずして出せると。個々の基準に合わないものでも自主的組織が地区景観の向上に寄与するものであると認めれば掲出できますという、いわゆる例外的な取扱いの広告物を評価するための組織という形です。

1枚めくっていただきまして、資料5の最後に、自主的組織の例ということで、南口地区の写真を載せさせていただいております。

今、こういうものが掲出されていまして、確かに一部は今のルールどおりのものが掲出されていて、会社名がチャンネル文字、いわゆる切り文字になっているものに関しては基準どおりに掲出されている例になるのですが、例えば懸垂幕ですね。こちらは、通常は期間限定で掲出できます。この期間限定というのは数週間という形になるのですけれども、通年において掲出されるようなものは、少なくとも今の基準に合っていないと思っておりますが、こちらの広告物は自主的組織においてコンセンサスを得られたということで掲出されているので、取扱いとしては今は支障がないという形になっているのですけれども、景観を保全していこうという基準をわざわざ審議会に諮って設置したエリアにおいて、こういった基準に合わないものを掲出している意義がどこまであるのかということがありまして、大通地区においては、先行地区に比べても、風致地区であり、特に自然の景観を大事にしていかなければいけないエリアということで、自主的組織、要するに例外措置を認めるものに関しては、今回は見送ったほうがよろしいのではないかとのご提案です。

ここまでが資料4の19ページまでの確認でございました。

続いて、資料4の20ページでございます。

こちらは、景観条例の届出についてと書かせていただきました。

先ほどの手引の14ページに書いてあるものですが、今、景観条例の景観計画重点区域が景観保全型広告整備地区と同じエリアでかかっているという状況は、先ほどの資料1の地図の中でカラーの部分をご覧いただいたと思うのですが、景観の網は既にかかっているところと、今回、新たに景観保全型広告整備地区の大通をかけていくというところですが、こちらのレジュメの中に先行地区、北口地区と南口地区と駅前通地区と書かせてもらって、既に景観保全型広告整備地区は指定済みとなっております。景観保全型広告整備地区を指定しているので、景観計画重点区域の届出は不要であるというのがこの表です。この表は、既に南口と北口と駅前通は広告の指定をしたので、景観条例の届出は要りませんということになっているのです。

大通地区に関しても、これから指定をしていこうとしていますので、先行地区に倣えば、景観条例の届出は不要になるのです。

ただ、レジュメで書かせていただきましたが、大通地区に関しては、この指定後も景観条例の届出を維持させていただきたいと考えております。これは、所管するところが我々道路管理課ではなくて景観条例を所管している地域計画課になるので、大通地区においては、屋外広告条例だけで広告物を管理していく、コントロールしていくのではなくて、景観条例としても関与していきたいということです。今の届出の制度を維持したいということでございます。

理由に関しましては、その下に景観計画重点区域の色彩の規制を参考とさせていただきました。

景観条例の届出をする際に、基本的には建物の色を見ているのですが、その中で、屋外広告物についてもその建物とちゃんと調和しているかというところを見ています。

左下にカラフルなマスがありますが、これは札幌の景観70色と言いまして、基本的に建物には原色ではない柔らかい色を使ってください、その建物に合うような広告物をつけてくださいという審査基準を景観条例では持っているのですが、この体制を維持したいと考えております。

右のほうにも建物の絵があるのでありますが、きつい色というか、はっきりした色は建物の低層階で使ってください、上のほうの階はもっと薄い柔らかい色にしてくださいということが表現されている図です。

大通地区においては、こういった景観条例の関与を景観広告物の指定をした後も、景観条例としても関与を続けていきたいという申出がありました。

これに関しては、大通地区は先行地区よりも景観に配慮しなければいけない区域なのだろうと、風致地区でもありますし、昔から歴史のある区域、エリアでありますので、道路管理課といたしましても、景観セクションの申出を了としまして、維持していくということを審議会に諮らせていただこうというところです。

事務局からは以上でございます。

○林（健）会長 ありがとうございます。

非常に細かいというか、厳しい基準を設けた案が提示されております。

この規則を我々が審議するというのは、非常に名誉なことであると同時に、憂いのない形で決めなければいけないと私は思いました。

ここからは、次回につながる意見交換、審議をしなければなりません。私は事前に何度か勉強させていただきましたが、基本的にはこの状況をご理解いただいて、これはあるべき姿ではなかろうかと思いますが、こちらには広告の専門家もいらっしゃいますし、まちの活力を生かす商工会議所の方もいらっしゃいますので、順番にご意見を賜りたいと思います。

ここでの発言は記録になりますし、この記録がまたこの審議の繁栄にもなりますので、ご発言の際はマイクをお使いください。忌憚ないご意見、ご提案というのがこの審議の意味するところだと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、飯塚委員から反時計回りで、順番にお願いしたいと思います。

○飯塚委員 基本的には、大通公園をより美しく快適にしていくことには大賛成ですけれども、今、再開発等であちこちで工事が行われていて、まちが大きく変わっていています。札幌のまちがどう成立してきたかということに思いをはせるチャンスがなかなかなかったのですが、それがあって、はぐくみの軸という言葉が出てきたのだらうと思います。

そういう歴史、経緯、まちの精神的な支柱みたいなことを意識して景観の部分もつくっていくというのは大事なことだと思いますから、今、具体的な項目がありましたが、それが適切なかどうかということは現場で仕事をしていらっしゃる方たちのご意見を伺いたいと思いますけれども、私が一つ感じるのは、規制することによって整えられていくと同時に、市民が大通公園に親しめるような方法ですね。今は大通公園の周辺の建物というのは、事務所ビルであったりして、公園そのもので人が休んだりするけれども、その周りに人が出入りする店舗が少なかったりします。公園そのものとその周辺の施設などが連動して、大通公園の周りを含めて、そのエリアが市民が親しめる場所になるといいなと昔から考えていました。それはこの審議会では何かできることではないと思うけれども、そんなことも視野に入れながらこの規制のことも決めていけたらいいなと感じます。

先ほど、誘導広告は市の側がつくるという話がありましたが、そういうものをつくっていくときに、そんな配慮、考慮があったらいいなと思います。

それから、一つ伺いたいのですが、今、札幌駅の北口、南口、駅前通、大通公園となっていますね。この指定をしようとするエリアは、市の中でほかに検討されているところがあるのですか。

例えば、今、創成川イーストがとても大きくクローズアップされ始めていると思いますが、そういうところでも規制を考えようかというプランがあるのかどうか、伺いたいです。

これから発展していく、これから新しくなっていく場所でこういう規制があらかじめ整

えられていたら、それはそれでいい展開が起こるのではないかと思います。

○林（健）会長 事務局からいかがですか。

○事務局（西元寺路政係長） まずは、今回は屋外広告物の規制ですが、大通公園がもっと市民に親しめるように、周辺ともっと連動した、機能を発揮できるような場所であってもいいのではないかとのお話だったと思います。

冒頭に申し上げましたはぐくみの軸強化方針もその辺を非常に意識した計画になっておりまして、はぐくみの軸という大通公園を中心としたエリア、大通公園は道路に挟まれているのですが、大通公園のにぎわいというか、憩いの場所としての緑が周辺ともちゃんと連動してつながって、にぎわいの場所であるべきであるということが、はぐくみの軸強化方針の中にもうたわれております。要するに、その中で完結させないと申しますか、そこで閉じられた空間ではなくて、大通公園のにぎわいなり緑なりが周りの施設とちゃんと連携、連動するようなものであるべきというような理念がうたわれております。

今回は屋外広告物の話ですので、それがどこまで貢献できるかというところはあるのですが、当然、我々もはぐくみの軸強化方針の理念は尊重してやっっていこうと考えておりますし、札幌市全体としてもはぐくみの軸強化方針の中で、公園のにぎわい、連続性があるような施策を意識していかなければならないと考えております。

今後、大通公園の在り方に関しては、はぐくみの軸強化方針もそうなのですが、都心のみどりづくり方針というものもあります。計画ばかりで申し訳ないのですが、はぐくみの軸強化方針と都心のみどりづくり方針は2本柱でパブリックコメントをしまして、公園についての計画である都心のみどりづくり方針の中でも、大通公園の活用の仕方をちゃんと検討していきましょうということがうたわれています。今後、大通公園がどうい存在であるべきかということがまた施策として展開されていくはずなので、我々としても、そこを見ながら次の議論をさせていただきたいと考えております。

あと1点、創成川イーストの関係ですけれども、これを屋外広告物のセクションとしてどう見ますかという話だったと思います。

まず、景観保全型広告整備地区というのは、景観計画重点区域という景観を大事にしていきましょうというエリアに定められたもので、景観条例の後を追ってといいますか、それにかぶせるような形で屋外広告物の規制をしていくというのが今までの流れでした。確かに、今後、創成川イーストの開発を進めていって、まさに景観条例としてもコントロール、誘導していかなければならないという位置づけになれば、広告整備地区についても一緒に規制をしていく形になろうかと思います。

今は景観計画重点区域を創成川イーストのほうにどのように設置するかという具体的な話はまだありませんが、それが将来的に出てくれば、我々としても審議会のほうに同じように諮って取り組んでいかなければならないと考えております。

○林（健）会長 飯塚委員から創成川イーストの話が出ました。今回は大通の話なので、取りあえず大通の話に絞っていきたいと思いますが、当然、意見を制約するわけではなく

て、忌憚なく出していただいて、お答えに関しては後日いただくというふうにさせていただきます。

我々が審議するときが一番大事なものは、いわゆる景観条例に基づいておりますが、経済の活力ということは景観条例の中でなかなか語られないのですけれども、利害関係のある方たちがいながらここで語られるというのは、すごく大事なことだと私は思っています。ですから、ぜひ忌憚なく、いわゆる景観を大事にして美しいまちをつくと同時に経済の活性化に何が必要なのかということもご意見を賜りたいと思います。

○水落委員 改めて申し上げるまでもないと思いますけれども、札幌市はこれまで国際観光都市として成長してまいりました。また、冬の間には積雪が5メートルを超えるという人口200万人都市の中でも類を見ないまちということで、これまで札幌は世界的にも注目されてまいりました。

また、海外からのインバウンドも、一時期はコロナによって外国人観光客が来られなくなりましたが、今は復活して、多くの方が来るようになりまして、これからさらに増えていくことが予想されております。

そのような中で、大通公園というのは、札幌を代表するものだと思いますし、緑も多く、東はテレビ塔から西は大倉山まで見渡せる、東西を結ぶ大変重要な場所であります。

これまで大通地区が環境保全型広告整備地区に指定されていなかったこと自体を知らなかったのですけれども、今回の提案は、良好な景観を保全するために最低限の守るべきものだと思いますので、基本的にこの提案には賛成いたしますし、多くのインバウンドの方、道内外を含めた多くの方に魅力あるまち札幌に来ていただいて、多くのお金を落としてもらって、経済活性化に結びつけばいいかなと、そんな思いでおります。

○林（健）会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、いかがでしょうか。

○吉田委員 先に二つほど質問です。

何ページかでデジタルサイネージが不可となっておりますけれども、具体的な理由はどういうところにあるのでしょうか。

時代が変わって、どんどんデジタル化されてきて、しかもオン・オフが楽な広告表現はかなりコントロールしやすいものであるはずなのに、デジタル自体をキャンセルしているのはなぜなのかと思いました。

○事務局（西元寺路政係長） 今のデジタルの広告に関しては、時代の要請という部分もあるというご指摘をいただきました。

私どもは、一旦、デジタルの広告については規制の対象とするのが妥当ではないかとさせていただいた趣旨として、現在コントロールさせていただいている景観条例において、大通においてはデジタルの広告物は規制しているという状況をつくっていることを尊重させていただいて、景観をコントロールしていくという意味に関しては、景観条例のほうに一日の長があると申しますか、一般的にはそういった形かと思っているものですから、そ

ことのリンクを図っていくということです。

あとは、札幌市としても、当然、デジタルを全て規制するというわけではありません。例えば、薄野地区においては、いろいろな広告物を自由に掲出できる形になっていまして、エリアを区切って、広告物活用地区と言うのですけれども、薄野の一带に関しては、デジタルのモニターに大きな広告物も出せます。資料の写真にあるように、渋谷駅周辺にもデジタルの広告物をつけさせていただきましたが、薄野には、大きさも制約なく出せるというようなエリアも用意させていただいておりますので、そことの対比において、大通地区はそういったものを規制していくエリア、一方で活用していくエリアというふうにより張りもつけた上でまちづくりをしていきたいというご提案でございます。

○吉田委員 それに関しては、今後、デジタルが一般化されていく中で、その辺も踏まえてもう一度考えられたほうがいいのではないかという気がしております。

それから、21ページの札幌の景観色70色は、建物用の配色を出していると思うのですけれども、これを広告物にそのまま適用するという意味ですか。

○事務局（西元寺路政係長） 分かりにくくて申し訳ございませんでした。

広告物の色の規制として、この70色に規制するという意味に取られてしまったところがあると思いますが、そういう意味ではございません。こちらは、届出の中で建物に関する規制が70色になるということです。

広告物をこの70色に限定するという趣旨ではなくて、吉田委員からご指摘いただきましたように、残念ながら、札幌市は今、広告物の色に関するコントロール、規制は全くできておりません。札幌市が景観条例の運用を始めた1972年から、色に関するルールは設けることができておりませんで、今回もそれは見送っているのですが、他都市においては、使ってはいけない色、使ってはいけない色の組合せ、赤と緑は同時に使ってはいけないというような規制をしている都市があることも私どもは十分承知しております。また、マンセル値という色の鮮やかさを示す数値があって、それを具体的に広告物に適用している都市もあることは我々承知しているのですけれども、今、札幌市の中においてはそういったご提案ができていません。将来的にはそれも検討の対象にしていかなければいけないと思っているのですけれども、今回は、大通地区において先行地区に倣った形で設定することが先決と考えていましたものですから、今のご提案に関してはそういう形になっております。

○吉田委員 ここは広告物の規制に関する審議会ですね。先ほど、はぐくみの軸と都市のみどり云々を今進めているということで、これは大変結構なことだと思うのですけれども、どうもこれがあまり知られていないのではないかと思うのです。我々も、「はぐくみの軸」というキーワードだけで、それに沿って広告を規制しましょうと言われても困ってしまいます。

もう少し可視化するというか、我々も含めて市民に分かりやすい形で、景観条例が目指す、到達点ではないにせよ、改善された今までの経緯等で説明する必要があるのではない

かという気がしました。

それにのっとなって、この審議会では広告の物理的な規制をすべきなのかなと解釈しているのです。そのときに必要なのは、建物の大きさとか、面積とか、広告主による規制の在り方みたいなものを、判断する側がよく理解した状態で、5メートルでは大きいから3メートルにしましょうというような結論を出していくのかなと考えていたのです。

この辺はずれていますか。

○事務局（西元寺路政係長） おっしゃるとおりです。

○吉田委員 景観というすごく大きな言葉の中で方向性を取るのは非常に結構だし、それを具体化するのには確かに難しいと思うのですけれども、難しいという前提の中で今やっていかなければならないものを、物理的に何センチ、何メートルということになると思うのですけれども、そういった具体的な施策に落とし込めるような情報提供が必要なのかなと、今、市民としても、審議会の委員としても思っています。

うまくいけばいいと思っているのですけれども、「いいですか」と言われて、責任を持って「はい」と言えない状態、「いいかもしれませんね」ではまずいかなという気がします。

○林（健）会長 今、吉田委員がおっしゃられたことは、この審議会の意味でもあると思うのです。つまり、広告主は、当然、今回決めた規則に従って提出するわけですが、それ以外に、例えばサイネージの件もそうなのですけれども、どうしてもやりたい、やらせてくれ、あるいは、こういう大きさにしたいのだという希望があった場合は、基本的にはこの場で審議にかかることになっているはずですが、それをフレキシブルに札幌市がいろいろなものに対応するというふうになっていると私は解釈しているのですが、事務局のご意見をお願いします。

○事務局（西元寺路政係長） ありがとうございます。

まず、この審議会は、物理的に広告物の大きさがどういうレベルであるべきなのかということを具体的にお話をして、我々事務局としても説明ができるようなものであるべきで、大きな方針については、また別の場所と申しますか、一般の方への見せ方があるのだと思います。

ですから、本審議会は、広告物に限って具体的にイメージしやすいようなものであるべきというご指摘はごもっともで、私どもとしても、もう少し分かりやすいといいますが、具体的にイメージしやすいようなもので、次回以降、ご説明させていただかなければいけないと認識したところです。

○林（健）会長 ありがとうございます。

これから出てくると思われる自主的組織の問題もあるのですが、それも含めて、しっかりと規則の中に表記されるべきものが表記されるということですね。ただ不可と書くのではなくて、吉田委員のご意見は、こういう意味があつてこうだよという説明ができて、一般市民が見てもなるほどと、最終的にはその審議会にかかるのだな、どういう形で決定さ

れるのだなということ、米印でもいいのですが、何か残しておくということがまず第一ではないかと思えますし、私も吉田委員のご意見に賛成です。

続けて、川村委員、お願いします。

○川村委員 北海道開発局の川村でございます。

私は、行政の人間でございますので、そういう目を見た感想のようになるかもしれません。

今回、札幌市からのご説明を大変分かりやすく聞かせていただきました。はぐくみの軸をきっかけとして、大通地区に他地区よりも非常に厳しい制限をかけるというふうに理解しました。それは、広告のほうでもそうですし、景観条例のほうでも、ほかのところでは外してしまったものもここでは引き続きやっていくということで、ある意味、スペシャルな厳しい場所を設定するのだなと思いました。

そうすると、非常に大きな規制がかかるわけなので、どうしてそういう規制をかけるかというところを、先ほど吉田委員も市民への説明という観点でおっしゃられておりましたけれども、そこは丁寧に説明していかなければいけないと思いました。市民へもそうですし、広告を出したいという商業者もいるわけで、ある意味、そういう方のやりたいことを制限するということですから、そのところは、パブコメもこれから予定されているようですけれども、なるべく分かりやすいように説明していくべきという感想を持ちました。

あと1点は質問なのですけれども、今回、この規制が確定したとして、大通では屋上の広告は不可になりますといったときに、現状あるものはどういった扱いにするのか、その辺をお聞かせください。

○事務局（西元寺路政係長） 私も、今のお話を頂戴する前に漏れてしまっていることに気がつきました。申し訳ございませんでした。

建築基準法的に言うと既存不適格で、今は基準に適合しているけれども、このルールが適用された後はルールに合わなくなってくるようなものに関してどのように扱うか、具体的に申し上げれば、屋上の広告物に関しては、今、南口の地区については規制されているので、風致地区である大通地区についても当然規制をしますという内容ですので、現状の屋上の広告物はどういう扱いになるのかということところです。

平成14年、15年、そして23年に先行地区が指定されてきてからというもの、札幌はこの考え方で運用させていただいているのですが、まさに一代限りと言いつけておまして、今回に関しましても、その広告物がデザインを変えずにそこにある限りは更新の許可を認めていきたいと思いますという取扱いをさせていただこうと思っております。

要するに、現状で許可を取ってそこにある広告物が新ルールに適合しなくなったとしても、以前の許可の条件、内容に適合していたものであれば新ルールは適用しないという形になります。いわゆる既存不適格になってしまった物件ですけれども、許可を取って更新してきたという事実を尊重して、その広告物がその場にある限りは更新の許可を認めていきたいと思いますということなんです。

更新の許可というのは、札幌市の屋外広告物は3年という許可期間がありますけれども、3年後にそれを撤去しなければならないということではなくて、その広告物がデザインを変えずに3年間そのままだったのであれば、次の3年に関しても更新許可を認めるという内容でやらせていただくということです。

これに関しては、先行地区においても、平成10年代、平成20年代に指定をしていくに当たりまして同じような議論をさせていただいております。合わなくなったものは違反になってしまうのかという懸念が示されておりましたので、今、許可を取っていただいているものに関しては、支障なく更新の許可ができますという形でご案内をさせていただいております。今回についても同じような形にさせていただきたいと考えております。

○林（健）会長 ありがとうございます。

大通公園に関しては、かなり厳しい条件が整っているだけに、過去においては一代限りが何となく通用したかもしれないですけれども、先ほどの吉田委員の意見と同じで、市民に対する説明としては、もうちょっと理にかなったというか、例えば、お互いに負担が大きいか様々な例があるので、前に倣ってとは言うものの、片方で非常に厳しい条件をつけておきながら、あそこだけはずっと残り続けているのは一体なぜなのかという意見が市民から出る可能性は十分あると思うのです。そこで撤去しなさいというのは、いろいろな商習慣上、なかなか難しいだろうと思いますし、行政執行しない限りできませんから、無理なことをできないのは了解しているわけですが、市民に説明できるものがあつたほうが、パブリックコメントに対しても対応できるのではないかという気がします。これはパブリックコメント以降のことかもしれませんが、取りあえず留意すべきと思いました。

それでは、続けてお願いします。

○我孫子委員 私は大きな方向性としては賛成です。現状の国際都市としての札幌、それから、インバウンドの外国人が多数いらっしゃるという意味で、こういった緑の多いところは非常に重要なエリアになってくると思いますので、基本的には賛成です。

ただ、屋外広告業を営んでいる立場からしますと、この規則によって、大通エリアにつけられる看板が、屋上は不可、壁面、突き出しの平米数が少なくなるという規制が大きくなることについては、業界的には仕事が若干少なくなってくるのかなという懸念はあります。

大通地区が景観保全型広告整備地区にずっと指定されていなかったのは、風致地区だったからなのでしょう。もしそうだとしたら、風致地区自体の法による効果があまりなかったのではないかと思います。

要は、屋外広告物を掲出しようとして許可を取るときに、まず、屋外広告物条例を見て、次に景観条例も見て、風致地区も見なければならないということで、我々、申請する立場からすると非常に複雑になっているのです。さらに、大通地区だけは景観重点区域における申請を屋外広告物の管轄以外の部署に提出しなければならないので、ケース・バイ・ケ

ースの切り分けを判断するのが非常に難しいのです。

ですから、行政において、その辺のルールを進め方を我々業界に対して分かりやすく示していただければなというふうに心からお願いします。

○林（健）会長 貴重なご意見で、この審議会は大いに意味があると思います。

我々のまちのシンボルと思うようなところですから、規制をかけることに対して、業者としては、札幌市民の誇りを優先した苦渋の賛成だと思っております。その割に、申請するに至っては、こんなに手続に手間がかかって大変だというのは、ぜひこの審議会で語られたことを一律化して、それを理解している人たちが申請するわけですから、容易に申請できるというような方向性を次の審議のときに加えていただけるとうれしいです。

○事務局（西元寺路政係長） ありがとうございます。

我孫子委員から、今、大通地区が風致地区となっているのだけれども、今まで屋外広告物条例が適用されていなかったのは、風致地区だからなのか、そもそも風致地区という位置づけが今までちゃんと機能してきたかというような疑問を頂戴しました。

この点に関しましては、資料4の12ページの留意点のところをご覧いただきたいのですが、今まで屋外広告物に関して風致地区の規制が及んできたのは、大通地区にあっては公園と道路部分だけでした。本来は南北30メートルラインが風致地区となっているのですけれども、そこには広告物規制が及んでいなかったのも、今回、改めて風致地区と同じラインで景観保全型広告整備地区として設定するというところでございます。

ただ、設定したはいいいけれども、風致地区の基準と景観条例の基準とさらに屋外広告物条例の基準をどういった形で守らなければならないのか、どういう手続を何度しなければならぬのかという話ですので、これに関しては、私どもとしても、業者さんだけにとどまらず、オーナーの方々にもちゃんと分かっているように説明を尽くしていかなければならないと思っています。

今回の大通地区にあっては、景観条例の届出を維持させていただくのですが、先行地区においては景観条例の届出をなくしましたので、今回、大通のほうで維持していくのであれば、簡単に言うと2回の手続が必要になってきてしまうのです。まずは景観条例の届出をして、その後、ようやく屋外広告物条例の申請ができる形になるので、その2段階のステップが必要ということを知りやすくパンフレットなりで説明してご理解をいただく、また、漏れがないように、屋外広告物条例の許可をするときに景観条例の届出が済んでいるのかどうかということを確認できるような仕組みを整えていくことを考えております。

これに関しては、また次回以降にご説明させていただこうと考えております。

○我孫子委員 今、既についている屋上広告塔については、既得権益があるので継続許可をしますという話がありましたけれども、同じ意匠、デザインでもう一度張り替える場合には許可が出るのですか。

○事務局（西元寺路政係長） 全く同じものをそこに出すというものについては、規制を

しようとしていません。

○我孫子委員 それであれば、ユーザーからすると、ずっとつけますね。鉄骨とかフレームはメンテナンスをすればずっと使えますし、表示面も色あせたところで張り替えることができるのであれば、恐らく看板はずっと使えますね。なので、景観的にはあまり変わらないのではないかと思います。特に上部からお天気カメラ等で映るような看板は、ユーザーからすれば一番有力な位置になりますので、恐らく下ろさないでしょうね。

というふうに、景観的には懸念しております。

○林（健）会長 一番難しい核心に迫ってきましたね。

○事務局（河井道路管理課長） 確かに、我孫子委員のご指摘のとおり、まず、PR効果がありますので、広告料に換算してもかなり大きなものになると思います。

ただ、今まで表示してきたものの権利を急に行政で規制するというのはかなり難しいと思っておりますので、これにつきましても、継続して協議して、次回以降にまたご報告をして検討をお願いしたいと思っておりますので、いましばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

○林（健）会長 進行役が意見を言っははいけないかもしれないけれども、産業的に言うと、パチンコ屋の改装と同じで、ある意味、規制を決めることで、その規制に従って新たな仕事を生むということがあるわけです。規制が仕事をなくすわけではなくて、規制によって新しい仕事生まれることがあるわけです。そのことは、規制を行う側が配慮しながら、目指すべきところの規制に向かっていくということが大事だと思うのです。

なぜかという、今、大通地区でこれだけ厳しいものを、まさに国の方が私に対して「厳しいですね」とおっしゃるようないい規制をつくったけれども、逆にそのことによって既存のものは残っているということになったときに、この規制は何なのだと。つまり、新しい建物を建てたときには駄目とか、新しい申請のときは駄目と言っているのだけれども、既存のものは残ってしまっているというのは、この審議をやっている者としては、正直に言うと、ちょっと気持ちが悪いのです。その方向に向けて市がやるということはすごく難しいと思うのです。行政執行するわけにはいかないですからね。つまり、その方向で例えば3年後に申請するときは、少なくとも小さくしてくださいとなると、実は仕事が増えるわけです。ペンキで色を塗り替えたりしたり、新しいものにしていくために、それなりの仕事はありますけれども、ある程度規制を変えていくということは、大きな仕事にもなるわけです。

本来、こういうところでそういう話はすべきではないかもしれないですけども、僕は、そのまま残ってというのは、何のための規制だったのかという気がしなくはないのです。

前にいた人が得をするということで、このまちをきれいにしようと思って新しく建物を建てようとする人たちは、損をするというわけではないですけども、景観を自分たちで守ろうとしているというのは、どこか不公平なところがあるなという思いは、市民レベルでは出てくると思うのです。

すみません。次に、北川委員からお願いします。

○北川委員 電通北海道の北川です。

私は広告に携わってもう30年近くたっているのですがけれども、大通地区では広告でのPRはほとんどできないということが昔から言われていて、そこで何か大きなものをつくらうという動きがなかったというイメージをずっと持っていました。今回、さらに規制を入れるということでいくと、それは時代の流れとか変化ということもあると思うのですが、12ページのお天気カメラのようなテレビ塔からの俯瞰の写真を見ると、丸井さんの看板があるから札幌だと分かって、ここに看板が何もなかったら、特徴がなく、名古屋なのか、札幌なのかが分からなくて、さらに今後、21ページのように建物の規制が入って画一化されていってという形になると、まちとしても画一的なものになってしまうと思うのです。

その中で我々はどうアピールしていくのかというのは、別世界のことで、それはすすきのとかほかの地区でやってくださいという話なのかもしれないですが、この写真を見て、広告や建物で変わっていくことで時代の変化を感じ、札幌のその時代を懐かしむというところもあるなという思いがあります。これは今回の会議とは違う話なのかもしれませんが、そう思います。

また、今、ロゴの話があったと思うのですが、丸井今井のMの字も何年か前までは「井」を丸で囲んだマークだったり、テレビ塔の時計の下にあるパナソニックの文字も数十年前まではナショナルだったり、社名が変わることでCI、VIが変わっていくときに、もうかけられないとか、もう出せない、今までと違ったらできませんというのは、どうなのだろうという思いがあります。

13ページの北海道新聞さんも、道新スポーツがなくなってこれを取るという話になったら、取るだけでオーケーなのか、大きくしたいという話になったときにそれは駄目ですという話になるのか、全く同じではないと駄目なのかというところは、多分、物議が出てくるのではないかと思います。

また、先ほど、我孫子委員から軀体の話もあったかと思いますが、13ページの下の左右二つに何もない真っ白な看板があるかと思いますが、これが規制のときに真っ白だったらもう使えないから外してくれ、つけていたら駄目です、物自体を取らないと駄目だという形になるのかどうかということですね。これを解体するにも何百万円とか結構いいお金がかかるので、ビルのオーナーもそんなお金はすぐに出せないということでもめ事にもなるのではないかと、そういうところも一つ考えていかなければいけないと思っております。

また、20ページの届出ですが、同じ指定区域になるということで、もともと北口、南口等は届出が不要だけれども、大通は残すということであれば、いっそのこと、両方とも必要にする、同じ形でやっていく、同じように景観を守っていくというように考えるべきかと思いますが、我々、提出する側からすると、こっちはいいけれども、こっちは駄目みたいなことをやっていくと、先ほど我孫子委員からあったように、分からない、複雑だとい

う話にもなってくるのではないかと考えております。

○林（健）会長 ありがとうございます。

事務局からお願いします。

○事務局（西元寺路政係長） 分かりにくいところがあって申し訳なかったのですが、13ページの広告物の写真の中に白い看板があって、この扱いはどうなのかというところ。今、札幌市では、全く真っ白のものは屋外広告物とはしていません。ですから、真っ白のものに関しては、許可が必要だとか必要ではないとかこれを撤去してくださいということにはしていません。

これはどうなのかと思われる方もいらっしゃると思うのですが、真っ白なものが既に上にあって、建物のスカイラインを乱しているのであれば、これはないほうがいいのかと思われる方がいらっしゃると思いますが、今、私どもの持っている条例の規則の中では、真っ白な看板は、何かのイメージを伝えているわけではない、会社や商品の名前をアピールしているわけではないので、屋外広告物とはしていないという事情があります。

右下の部分に関して、テナント募集となっているものは屋外広告物として見るということです。ですから、こういうものを掲出するのであれば許可が必要です、このまま更新するのであれば更新の許可が必要という形で運用させていただいております。

○林（健）会長 13ページの左側の何もないものは、広告ではないのですか。

○事務局（西元寺路政係長） はい。

○林（健）会長 私がかつて看板が落ちたときの審議もしてはしましたが、突風などがあって落ちた場合、こちらの問題ではないけれども、道路に非常に関わる問題です。建築物としてきちんと管理されているかどうかの規制はあるのですか。

○事務局（西元寺路政係長） この写真のものであれば、1年に1回、もしくは2年に1回、3年に1回などの建築基準法の定期点検の対象になってくると思われます。一定の規模の建築物ということで、これぐらいのビルの大きさであれば間違いなく定期点検の対象になりまして、その定期点検の項目の中でこの工作物は対象になってきます。その工作物は、屋外広告物であるかどうかは基本的に関係のない話で、この会で所管している屋外広告物は、何らかのメッセージやイメージを伝えるものであって、そういったイメージ、もしくはデザイン性を規制、誘導していくのが屋外広告物条例なのですが、建築基準法の定期点検は、一定以上の建築物についての危険性について審査をするもので、経年劣化による被害を防ぐという趣旨ですので、何も掲出されていないものであったとしても、大通の沿道のビルはある程度の規模の第三者がいっぱい入る建築物ですから、当然ながら定期点検の対象になってきて、規制と申しますか、点検が行われると解釈していただいて結構だと思います。

○林（健）会長 ありがとうございます。

それでは、林（昌）委員、お願いします。

○林（昌）委員 私も、本業は、実際に看板をつくって設置ということをしてはいますが、規制がたくさんあると看板も小さくなっていきます。仕事としては、やはり看板は大きいほうが商売も成り立つのだけれども、今やろうとしている規制に関しては私も基本的に賛成です。その前に手がけている札幌駅南口、北口、駅前通で規制を行ってきた現状を見ると、東京の渋谷とか新宿とか、駅を降りたときのああいうようなイメージですね。あれを悪いとは言わないけれども、札幌でも、きれいだなと思うようなまちができれば、すごくうれしいと思いますし、それが大通にも反映されるのはいいことかなと正直に思います。

ただ、先ほど、参考事例のところでも西元寺係長から説明があった最後の27ページに3本の懸垂幕が載っていますね。私は具体的に懸垂幕の話を取り上げたいのですが、手引の8ページの下に、懸垂幕は3本をばらばらにつけては駄目です、1本にまとめてくださいとはあるのですが、この懸垂幕自体が大通に対してどうなのかと私は思うのです。

例えば、今、丸井さんは何本ついているか分からないけれども、現状はオーケーですね。丸井さんも老朽化して建て替えましたけれども、懸垂幕は許可をしているから今のところはオーケーですね。ただ、大通にこれがふさわしいのかと思うのです。

例えば、利用の仕方でも、何々高校甲子園優勝おめでとうございますとか、新幹線が北海道に開通しておめでとうございますとか、歓迎的なものに関しては、まちの市民を喜ばせるためだから、よい活用なのかと思うけれども、バーゲンセールのような懸垂幕が大通にふさわしいのだろうかと思うのです。

私は、自分で言っていて、歓迎的なものには使ってもいいけれどもというのは本当に微妙なところですが、規制をしようとしているところにふさわしいものなのかという疑問を1点だけ持ちました。

○林（健）会長 ありがとうございます。

これも見落とししていたことで、風致地区であり景観保全型でありという中で、広告業の方からいかなものかというお話がありましたが、確かにそうかなと思いました。甲子園出場おめでとうなどというのは、公共性のあるもので、一時期で済むことですから、規定を設ければ、ある種、制限することもできるのかなと思いますが、この審議会の中ではなるべく統一したいですね。

○林（昌）委員 例えば、今は懸垂幕のことだけを言いましたが、今、規制されている札幌駅の南口とか北口にも反映させるのはどうかということともリンクしているのですが、南口が大きく変貌するのではないですか。そこに同じくビルが建って、札幌駅の目の前にヨドバシカメラができるのですね。ヨドバシカメラは懸垂幕を10本でも20本でもと言ったらちょっと大げさですが、つけるはずですよ。ですから、札幌駅を降りたときに秋葉原のような電気街というか、ちょっと大げさに言っていますが、それも言っているながらどこまでできるのかなという思いです。

○事務局（西元寺路政係長） 今回、資料4で提示させていただいた種別の基準は今のと

ころの案ですが、今、具体的にこれはどうなのだというご提案をいただきましたので、内部で検討して、次回、皆様にご提示できる形にしたいと思っております。

この場は大通地区に関しての審議ですけれども、ほかの地区で懸念されるような要素がある広告物があれば、事前にちゃんと関与していかなければいけないだろうというご指摘はごもっともでございます。

当然ながら、駅前通も南口も北口もそうなのですけれども、一定規模の大きさの建築物が建つ際には、まずは、景観条例の景観プレ・アドバイスという制度の中で、どういう大きさの、どういう色をした建築物が出てくるのかということ、景観審議会において審議されます。それはあくまでも景観条例の範囲内ですが、屋外広告物に関わる審査があるので、例えば、駅前通地区にこういう懸垂幕があるのはいかがなものでしょうか、この懸垂幕は期間限定だったら出せるもので、15日程度だったら出せるけれども、本当に15日間たったら撤去できるのですかというようなお話がされます。屋外広告物の許可についてもそれが条件なので、何十本も出てしまうと、それが何年もずっとそのまま出ているという状態は、我々としても注意していかなければいけないと考えております。

○林（健）会長 ありがとうございます。

次の審議のときにどういう形が出るか、プレッシャーをかけますけれども、期待しています。

それでは、最後に、渡部委員からお願いします。

○渡部委員 委員の皆さんの意見と同様です。林（昌）委員から意見のあった懸垂幕の件は、先ほど吉田委員の発言にあったサインージュを活用することで、リアルな情報やたくさんの事柄を発信することができます。

今日、意見が多く出ている資料4の12ページのテレビ塔からの見え方は、確かに屋上広告物が目立っていて、私もできればなくしていく方向で良いと思います。現状、大通公園の南側に屋上広告物が多く見られ、北側はそれほどではありません。オフィスビルやマンション、札幌資料館や、裁判所、合同庁舎などがあり大通公園を中心に、ちがった趣を感じることができるのも、特徴のひとつかと思っています。広告物も南側路面のテナントのにぎわいを表現できると楽しいものになると考えます。

資料4の規制に関して、例えば19ページにあるように、窓面にシートを貼るのは不可ですが、1階のショーウインドーなど、色やサイズに規制を設けてはどうでしょう。

18ページの突出看板について、ここに限ったことではありませんが、部分的に使われていない例を多くみかけるようになりました。必要性や、適切なサイズなどの検討が必要かと思っています。

最後に、ビルの高層化に伴って、視点場が見る、見上げるから見下ろす機会が増えています。今後も更に増えます。

見下ろした時の景観を配慮した、ルールも今後必要になると考えています。

○林（健）会長 今、事務局からお答えいただけることはありますか。

○事務局（西元寺路政係長） サイネージとか、窓に貼る広告物とか、突き出しの表示の仕方や場所について、もう少し工夫の余地があると思うし、配慮と申しますか、基準も細やかなものであっていいのではないかというご指摘だったと思います。

ちょっと整理しまして、次回にご提案できればいいかなと思っております。

○林（健）会長 ありがとうございます。

私は長く審議委員をしているものですから、この規制に対するこの審議会の活用の仕方ということが一番大きいと思うのです。

例えば、デジタルに関して、先ほど吉田委員から提案されたように、デザイナーの側からこういう話が出てくるということは、そういう時流に移っていつているということだと思いますし、広告業の方々も、そこに移行せざるを得ない中で、面積をどう確保するかというところにあります。景観の問題とデジタルの問題については、この審議会の打合わせのときにも西元寺係長からサイネージは非常に苦慮しているという話を伺っているだけに、デジタルに関して不可という形があっても、それをどうするかということは規則として留意したほうがいいと思います。

デジタルの場合は、時代の趨勢によって機能がどう発展するか分かりませんし、色使いも相当変わってきています。初期の頃は、原色系が非常に多くて、色が再現できませんでしたが、今はかなり細かく再現できます。これは吉田委員が専門だと思いますが、そういうことがあるとすると、まちの景観との関係ではどうなのか。恐らく景観の委員は駄目、駄目と言うと思うのですが、まちの活力とか活性化を一方で考えることも大事ですし、そういうことに配慮して考えるということも大事かと思えます。それは、今後、駅の場合にも考えられると思うのですが、札幌は渋谷のようにあってほしくないというのは、私も審議委員として同感です。渋谷のようにはなってほしくないけれども、札幌のようなサイネージの使い方だったらいいのではないかというような、日本に誇れるような使い方ができるかもしれない余地は残しておいたほうがいいと思います。その上で大通公園は厳しく規制をかけるというのは大事かなと、皆さんのご意見を伺いながら感じました。

○林（昌）委員 渋谷駅周辺の写真にあるのは、私たちの業界ではビジョンと呼びます。バスシェルターの写真のようなものをサイネージと言っています。これからどんどん時代が変わっていく中で、私が渋谷のようにと言ったのは、ビジョンは嫌だなということです。ただ、サイネージも光るには光るのです。大通公園が夜中の2時ぐらいに電気が消えたときにサイネージだけがこうこうとついているのもどうなのかと思うけれども、時間で区切ったりでしょうかね。

付け加えると、サイネージは嫌で、ビジョンはクエスチョンです。

○林（健）会長 私が余計なことを言いましたが、ここを出しておかないと、後で憂いがあるとか、いろいろなものが出てくるときに、審議会をしょっちゅう開くわけにはいかないのです。同時に、札幌市の対応の方向性を考えたときに、業者としても、景観のほうも納得できるような屋外広告の規制があればということだと思います。

皆さんのご意見を聞きましたが、もう一つ付け足すようなことはございますか。

○我孫子委員 先ほど白い広告塔の話がありましたけれども、この広告塔の所有者が、ビルオーナーであったり、我々のような広告業界の方であったり、一般エンドユーザーであったりと、まちまちなケースが多いのです。広告は下ろしました、広告掲載募集中となっていると、我々のような屋外広告の業者が持っているケースがあるのです。

そういった場合、広告の継続申請が必要なくなるので、鉄骨自体の点検とかが建築基準法では定められていますけれども、ビルオーナーとしては、それは看板屋の鉄骨だから看板屋にやってもらえ、だけれども、看板屋としては継続申請をしないのであれば点検はしませんよ、必要ないですよといった場合、広告案内看板というのはどんどん老築化して、それこそ危険な構造物になっていく可能性があるのです、広告物の除却申請がなされたときに、構造物の持ち主、所有者の確認と、それ以降の安全点検のやり方とか方法を行政からしっかり提示していただければと思います。

○林（健）会長 すごく重要なことだと思います。

○北川委員 助成金を出すことを考えるということも必要かもしれないですね。

○事務局（西元寺路政係長） 今のご指摘はごもっともで、ちゃんと点検をする、もしくは責任を持つ、意識づけを怠らないための仕組みをちゃんと持っておいたほうがいいのではないかというご意見だと思います。

私どもも、平成27年に、かに本家の事故が起きてから、国交省の指導もあって、屋外広告物条例を改正しております、今までは広告物の掲出者もしくは工事をして設置した業者、要するに広告物に距離が近い方が条例なりの手続をしてくださいという仕組みだったものを、建物の所有者にも責任があるという内容に条例を改正しております。まだその改正ができていない市町村もあるのですけれども、少なくとも札幌市はそのように改正をしています。

ですから、今、我孫子委員がおっしゃったように、業者に投げて、当事者意識がないようなオーナーがもしいらっしゃれば、屋外広告物条例としても指導の対象になってくるということです。そこに関しては、私どももルールを周知啓発していかなければいけないと思っています。業者に任されたとしても、札幌市の場合は屋外広告物の責任は所有者にもあるという条例に変わったのです、だから、あなたがちゃんとしなければいけないのですよというように、まさに札幌市も業界と一緒に制度の周知に努めさせていただきたいと考えております。

○林（健）会長 よろしく申し上げます。

かに本家の一件で広告業の方がかなり苦労していることは分かっておりますので、ぜひ守ってあげてください。よろしく申し上げます。

皆さんご存じのように、特に異常気象で、今日は建築家やデザイナーの方がいらっしゃいますけれども、倒れないと思っていたものが倒れ、飛ばないと思ったものが飛ぶみたいな状況ですから、特に広告を担当されている方々はきっとびくびくしながら仕事をしています。

と思うのです。オーナーと一体となってやればいけれども、なかなかそうはいかないという中で、なるべくそういう規制を設けて、今おっしゃられたようなことを徹底していただくように、先ほど吉田委員からあったように、一般市民にも理解できるような徹底の仕方をしていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、ほかにご意見がなければ、時間も相当たったと思うので、事務局にお返ししたいと思います。

6. 閉 会

○事務局（河井道路管理課長） 本日は、2時間20分にも及ぶご審議、ご検討をいただきまして、大変ありがとうございました。

次回の審議会は、10月中旬を予定しています。

ただいま机上に日程表を配付していますけれども、この日程表にご都合を記入していただきまして、事務局にて最も多くの委員が出席可能な日を調整した上で、後日、正式な開催日をご案内させていただきたいと思います。

次回も、何とぞご出席をお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第1回屋外広告物審議会を終了させていただきます。

本日は、本当にお忙しいところをご出席していただき、誠にありがとうございました。

以 上